

○観音寺市罹災証明書等交付要綱

平成31年 3 月 22日 告示第43号

観音寺市罹(り)災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の規定に基づき、本市の区域内で発生した災害によって生じた被害に関する証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号の災害をいう。
- (2) 証明書 罹(り)災証明書及び被災証明書をいう。
- (3) 住家 現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家に限らないものとする。
- (4) 非住家 住家以外の建築物をいう。

(証明の対象)

第3条 市長は、次に掲げるものについて本市の区域内で発生した災害による被害に関する証明を行うものとする。

- (1) 住家
- (2) 非住家
- (3) 住家又は非住家に附帯する工作物
- (4) 自動車その他動産
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害の状況に応じて、市長が被災者支援のため証明書を発行することが適当であると認めたもの

(証明書の区分)

第4条 市長は、次の各号に掲げる証明書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める災害による被害の証明を行うものとする。

- (1) 罹(り)災証明書 災害により生じた住家の被害についての証明

(2) 被災証明書 災害により生じた非住家等（前条第2号から第5号までに掲げるものをいう。以下同じ。）の被害についての証明

2 前項の証明書は、災害による住家の被害の程度又は非住家等の被害の事実を証明するものとし、被害の危険度及び被害額については証明しない。

（証明書の交付申請）

第5条 証明書の交付申請を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 災害により、自らが居住する住家に被害を受けた者

(2) 災害により、自らが所有する非住家等に被害を受けた者

2 証明書の交付を受けようとする者は、申請する証明書の種類に応じて、罹(り)災証明書交付申請書（様式第1号）又は被災証明書交付申請書（様式第2号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 被害状況を示す写真

(2) 被害場所を示す地図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請者は、前項の規定に基づき申請を行うときは、個人番号カード、運転免許証その他の本人であることを示す書類を提示しなければならない。

（申請期間）

第6条 証明書の交付を受けようとする者は、被害を受けた日から1月以内に申請を行わなければならない。ただし、災害により甚大な被害が生じ、申請期間の延長が必要であると市長が認めるとき、又は申請者が申請期間内に申請を行うことが著しく困難であったと市長が認めるときは、これを延長することができる。

（証明書の交付）

第7条 市長は、前条の規定による期間内に、第5条の規定による申請があったときは、申請内容を審査の上、災害との因果関係が認められた場合は、申請書の区分に応じ、罹(り)災証明書（様式第3号）又は被災証明書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の規定に基づき交付する証明書は、別表の規定、災害に係る住家の被害認定基準

運用指針（平成25年6月内閣府（防災担当））、現地調査等に基づき作成するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により交付した証明書と同一の証明内容についての申請があったときは、第5条第2項各号に規定する書類の添付及び前項の現地調査等を省略して証明書を交付することができるものとする。

（再調査）

第8条 前条第1項の規定により罹(り)災証明書の交付を受けた者が、当該罹(り)災証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、市長に対し、再調査の申請をすることができる。

- 2 罹(り)災証明書の交付を受けた者は、前項の再調査の申請をするときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、市長に対し、当該罹(り)災証明書及び被害認定再調査申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

- 3 第5条第1項、第2項（ただし書及び第3号に係る部分に限る。）及び第3項並びに前条第2項の規定は、第1項の再調査について準用する。

（手数料）

第9条 証明書の交付に係る手数料は、観音寺市手数料条例（平成17年観音寺市条例第80号）第4条第5号の規定により徴収しないものとする。

（庶務）

第10条 証明書交付の庶務は、総務部危機管理課において処理する。ただし、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、観音寺市災害対策本部を設置した場合は、災害に係る証明書交付の庶務を総務部税務課へ移管するものとする。

- 2 市長は、証明書の交付についての記録及び管理を行うため、罹(り)災証明書交付簿（様式第5号）及び被災証明書交付簿（様式第6号）を作成するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

罹(り)災の 程度	認定基準
全壊	<p>住家の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なものとして、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表した場合に、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</p>
大規模半壊	<p>住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なものとして、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表した場合に、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの</p>
半壊	<p>住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものとして次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表した場合に、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</p>
一部損壊	<p>全壊、大規模半壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</p>
床上浸水	<p>住家の床より上に浸水したもの又は全壊、大規模半壊若しくは半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住することができないもの</p>
床下浸水	<p>住家が床上浸水に至らない程度に浸水したもの</p>

罹災証明書交付申請書

年 月 日

観音寺市長 宛て

（表面）

申請者	住所			
	(避難先)			
	氏名		連絡先	
罹災年月日				
罹災原因	<input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
罹災場所				
罹災物件	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家（所有者名： ）			
罹災状況				
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害状況を示す写真 <input type="checkbox"/> 被害場所を示す地図 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
必要枚数	枚			

	氏名	続柄	性別	生年月日	備考
罹災世帯の 構成人員					

市確認欄

<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他（ ）	受付番号

(裏面)

記入上の留意点

- 1 申請時に、申請者本人であることが確認できるものを提示し、「申請者」欄に住所等を記載してください。住所地以外に避難している場合は、「避難先」欄にも記入してください。
- 2 代理人による申請等を行う場合は、以下の「委任状」にも必要事項を記載してください。
- 3 「罹災年月日」欄には、罹災又は罹災したと思われる年月日を記載してください。
- 4 「罹災原因」欄には、該当災害の口に☑してください。
- 5 「罹災場所」欄には、被害のあった住家の所在地を記載してください（借家の場合は当該建物名称等も補記）。
- 6 「罹災物件」欄には、被災した該当物件の口に☑してください。
- 7 「罹災状況」欄には、被害内容をできる限り具体的に記載してください。
例1：大雨による河川の増水で〇〇地区が浸水し、床上浸水した。
例2：大雨による裏山の土砂崩れにより、住宅の1階部分が使用不能
例3：地震により住宅が全壊し使用不能
- 8 「添付書類」欄には、申請の際に添付した該当資料の口に、☑してください。
- 9 「必要枚数」欄には、罹災証明書の必要交付枚数を記載してください。

委任状

私は、(代理人の住所) _____

(代理人の氏名) _____ (代理人の連絡先) _____

を代理人と定め、次の権限を委任します。

罹災証明書の申請及び受領に関すること。

年 月 日

(委任者(申請者)の住所) _____

(委任者(申請者)の氏名) _____ 印

※氏名を自署とするときは、押印を省略することができます。

被災証明書交付申請書

年 月 日

観音寺市長 宛て

(表面)

申請者	住所			
	(避難先)			
	氏名		連絡先	
被災年月日				
被災原因	<input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> その他 ()			
被災場所				
被災物件	<input type="checkbox"/> 不動産 (住家以外:) <input type="checkbox"/> 動産 (車両、家財等:)			
被災状況				
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害状況を示す写真 <input type="checkbox"/> 被害場所を示す地図 <input type="checkbox"/> その他 ()			
必要枚数	枚			

被災証明書	
	証明番号 被- _____
上記のとおり、被災したことを証明します。	
年 月 日	
観音寺市長	印

※この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

市確認欄

<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他 ()	受付番号

(裏面)

記入上の留意点

- 1 申請時に、申請者本人であることが確認できるものを提示し、「申請者」欄に住所等を記載してください。住所地以外に避難している場合は、「避難先」欄にも記入してください。
- 2 代理人による申請等を行う場合は、以下の「委任状」にも必要事項を記載してください。
- 3 「被災年月日」欄には、被災又は被災したと思われる年月日を記載してください。
- 4 「被災原因」欄には、該当災害の口に☑してください。
- 5 「被災場所」欄には、被害のあった非住家等の所在地を記載してください。
- 6 「被災物件」欄には被災した該当物件の口に☑し、その詳細を右の括弧内に記載してください。
- 7 「被災状況」欄には、被害内容をできる限り具体的に記載してください。
例1：大雨による河川の増水で〇〇地区が浸水し、店舗が床上浸水した。
例2：大雨による裏山の土砂崩れにより、事務所の1階部分が使用不能
例3：地震による津波により、家財及び乗用車が使用不能
- 8 「添付書類」欄には、申請の際に添付した該当資料の口には、☑してください。
- 9 「必要枚数」欄には、被災証明書の必要交付枚数を記載してください。

委任状

私は、(代理人の住所)

(代理人の氏名)

(代理人の連絡先)

を代理人と定め、次の権限を委任します。

被災証明書の申請及び受領に関すること。

年 月 日

(委任者(申請者)の住所)

(委任者(申請者)の氏名)

印

※氏名を自署するときは、押印を省略することができます。

被害認定再調査申請書

年 月 日

観音寺市長 宛て

(表面)

申請者	住所			
	(避難先)			
	氏名		連絡先	
再調査理由				
再調査理由となる被害の程度				

市記入欄		交付済証明番号	罹一
罹災者	住所		
	氏名		
罹災年月日			
罹災原因	<input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> その他 ()		
罹災場所			
罹災物件	住家		
罹災の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水		
備考			

市確認欄

<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他 ()	受付番号

(裏面)

記入上の留意点等

- 1 申請時に、申請者本人であることが確認できるものを提示し、「申請者」欄に住所等を記載してください。住所地以外に避難している場合は、「避難先」欄にも記入してください。
- 2 代理人による申請等を行う場合は、以下の「委任状」にも必要事項を記載してください。
- 3 「再調査理由」欄には、再調査を必要とする具体的理由を記載してください。
- 4 「再調査理由となる被害の程度」欄には、その理由となる被害の程度を具体的に記載してください。
- 5 再調査の結果、^り罹災の程度が必ず変更になるとは限りませんので、あらかじめ、御承知おきください。

委任状

私は、(代理人の住所)

(代理人の氏名)

(代理人の連絡先)

を代理人と定め、次の権限を委任します。

被害認定再調査申請書の申請及び調査結果(^り罹災証明書)の受領に関すること。

年 月 日

(委任者(申請者)の住所)

(委任者(申請者)の氏名)

印

※氏名を自署するときは、押印を省略することができます。

